

ID: 5396

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	最低敷地面積制限の緩和許可（用途上又は構造上）		
法令名 根拠条項	建築基準法第 53 条の 2 第 1 項第 4 号 【準用】 第 57 条の 5 第 3 項（高層住居誘導地区）		
法令番号			
【基準】 建築基準法第 53 条の 2（建築物の敷地面積）の規定による			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日